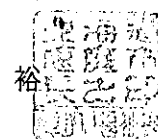


恵庭市告示 第 121 号

次のとおり日常生活用具事業者の登録変更を行ったので、恵庭市障がい者等日常生活用具の給付に係る事業者の登録に関する要綱（平成27年4月1日実施）第15条の規定により告示する。

令和7年9月8日

恵庭市長 原 田



記

日常生活用具事業者名	ヒヤリング技研有限公司
事業所の所在地	札幌市中央区南1条西5丁目7 愛生館ビル1階
事業者番号	29
登録変更事項	事業所の所在地
問い合わせ先	保健福祉部 障がい福祉課 (電話 0123-33-3131 内線 1216)